

砂川市条例第12号
令和4年6月16日

砂川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市税条例の一部を改正する条例

砂川市税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第39条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。